建設リサイクル法の手続の電子申請を開始します！

令和６年３月発行

建設リサイクル法の届出についてのお知らせ

2024年３月１日から建設リサイクル法の届出および通知が、**『品川区電子申請サービス』を利用しておこなうことが可能**となりました。当面の間は、従来通り窓口でも受付を実施します。

2024年９月１日以降は原則、電子申請を利用した受付を予定しています。

ＱＲコード　届出

ＱＲコード　通知（官公庁対象）

スケジュール

2024年３月１日～　全ての届出および通知について電子申請の運用を開始

2024年９月１日～　電子申請での受付に変更予定
（※窓口でも受付けますが、電子申請を原則とする予定です。）

届出および通知

・工事着手日の7日前までに届出が必要です。（通知は１日前まで。）

・対象範囲
解体工事　：床面積80㎡以上
新築・増築工事　：床面積500㎡以上
修繕・模様替え工事：工事金額１億円以上（税込み）
その他の工事　：工事金額500万円以上（税込み）
※延べ床面積10,000㎡以上の建築物は、東京都への提出になります。
工事の種目ではなく、対象となる建築物の延べ床面積でご判断ください。

お問い合わせ先

品川区　都市環境部　建築課　監察担当
TEL：03-5742-6771　FAX：03-5742-6869

令和６年３月発行

『届出・通知』電子申請の流れ

品川区電子申請サービスから『建設リサイクル法』を検索

利用者登録を行わないで手続きする場合はメールアドレスを入力

『**登録アドレス確認メール**』が届いたらＵＲＬにアクセス

利用者登録（個人または法人登録のみ申請可能）している方はログイン

※継続的な利用がある場合は登録を推奨

必要事項の入力と資料（図面、地図、写真など）を添付

『**品川区建築課　届出の受付完了（確認中）**』を受信

※この時点では、まだ手続きは完了していません！

(区)訂正等があればメールで連絡

システムに再ログインして修正

再提出

『**建設リサイクル届出・通知完了のお知らせ**』メールを受信したら

手続き完了！！

（注意）『建設リサイクル法届出・通知済みシール』を印刷して忘れずに作業現場へ張り付けしてください。